

出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧（令和4年3月時点）

		妊娠	産休に入るまで	出産	1歳	2歳	3歳	小学校入学	中学校入学
種類	男性	女性	→						
特別休暇		○	妊娠障害休暇		(7日以内)				
特別休暇		○	通勤緩和休暇		(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内で1回30分とし1日2回)				
勤務制限		○	妊娠婦が請求した場合の変形・時間外・休日労働・深夜業の禁止						
特別休暇		○	保健指導又は健康診査休暇		(妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)				
特別休暇		○	出産休暇		(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産後8週間まで)				
特別休暇	○		出産補助休暇		(配偶者の入院等の日から出産の日後1か月後までの間において3日以内、第2子以降は5日以内) (※R7年3月31日までの特例：生後1か月以内に1週間(週休日、休日、年次有給休暇等を含む)以上連続して休む場合は7日以内)				
特別休暇	○		男性職員の育児参加休暇		(出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間までで5日以内)				
特別休暇	○	○	育児時間休暇				(2年を超えない範囲内で1日2回1回45分)		
休業	○	○	育児休業				(子が生まれた日から3歳に達する日(誕生日の前日)までの間)		
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務				(19時間30分～23時間45分/週の4パターンの勤務から選択)		
部分休業	○	○	部分休業				(勤務の始め又は終わりにおいて、1日2時間の範囲内)		
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の免除						
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務・深夜勤務の制限						
特別休暇	○	○	子の看護休暇						(毎年度、対象となる子の人数に5日を超えない日数以内)

